ご意見の要旨と大阪市の考え方

■ 基本方針に関するご意見等

ご意見の要旨	大阪市の考え方
●全般について	
 「新たな価値を生み出す改革」について、ステークホルダーに夢や希望を与える価値を創造すべき 「新たな価値を生み出す改革」の意味が不明確であり、「市民のくらしをよくする改革」等とすべきではないか。 ・ネガティブな内容が多い。大阪市に就職したいと考える人にとって、魅力のある内容が少ない。 	直しや職員数の削減など、ムダを徹底的に排除した効果的・効率的な行財政運営を継続しますが、それだけでなく、ICTなどの革新技術を積極活用して市民サービスを向上させたり、業務執行を効率化させることで、行政運営の質を高めてまいります。 また、市政改革とともに、大阪の成長戦略を推進することで、教育・医療・福祉などの市民サービスの拡充を図り、将来にわたり活気ある豊かな大阪の実現をめざしてまいります。
無駄な数値目標は、働く人のやる気をなくし、組織を だめにするのではないか。	態をめざすのか、原則として目標を数値化し、目標を達成できなかった場合には改善を図るなど、PDCAサイクルを推進することが必要と考えております。 また、こうした目標を職員一人ひとりがしっかりと意識し、主体的に業務遂行できるよう、認識の共有化を図っております。
・この計画はこれまでの行財政改革を継承しようとする ものであり、行政内部の計画であるため、「行財政改革 プラン 2017」とすべきではないか。	「市政改革プラン 2.0」では、ムダを徹底的に排除し、効果的・効率的な行財政運営をめざして策定した「市政改革プラン (平成 24~26 年度)」を継承するだけでなく、ICTの徹底活用や職員の能力を最大限に引き出すことで、質の高い行財政運営をめざすものです。こうした改革により、安定した財政基盤を構築するとともに、業務執行の効率化、市民サービスの向上を図ってまいります。こうしたことから、これまでの改革を継承・発展させるという考えのもと、「市政改革プラン 2.0」としました。
無償化を達成するのか根拠がない。市民生活へのメリット・デメリット、市の財政状況やその課題などを踏	大阪市は、これまでも歳出の削減や歳入の確保、職員数の削減などの市政改革に取り組んできましたが、当面は200億円程度の単年度通常収支不足が見込まれるほか、他都市と比較すると市債残高も高水準にあるなど、財政状況は依然として厳しい状況にあります。また、少子高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の増加等が見込まれます。さらに、市民ニーズの変化やICTの革新など、社会経済情勢の変化に敏感に対応できる行財政運営が求められます。こうした課題に対応していくため、引き続き、市政改革プランを策定し、改革を推進していく必要があります。また、「子どもの教育・医療の無償化」など市民サービスの拡充については、今回の「市政改革プラン 2.0」と大阪の成長戦略を推進することにより、実現をめざすこととしております。

大阪市の考え方

●第1章「1 大阪市の現状と今後の見通し」について

- ・200億円の通常収支不足を繰り返し述べ、市の財政状況 の厳しさを強調しているが、平成28年6月30日に発 表された一般会計決算(速報)では、27年連続黒字を 続け、市債残高は11年連続で減っている。
- ・200億円の通常収支不足は補てん財源を収入に含めない という前提条件がついており、「仮定」の数字で財政危 機を演出し、市民を脅している。補てん財源は自治体 として当然活用すべきものである。
- ・未利用地の売却収入目標額として平成28年度153億円 平成 29 年度 140 億円、平成 30 年度 140 億円もあるに も関わらず「単年度通常収支不足が見込まれている」 というのはおかしい。
- ・地方税収は消費税増税分1.7倍に増えており、「200億 円の収支不足」は市民をだましているのではないか。
- ・市税収入について、ピークの平成8年度と平成28年度 予算を比較して 1,295 億円減ったことが強調されてい 政対策債が増える。平成8年度の交付税は128億円に 対し、平成28年度予算では370億円となる一方、歳出 は人件費が平成8年度に3,298億円に対し平成27年度 に 1,921 億円となっており、市税収入の減少を補って 余りあるはずである。
- ・黒字決算が27年間続いていることなど、市民に対し、 市の財政状況を正確に知らせるべき。
- ・市税収入の落ち込みの原因追究と説明をしない一方、 投資的経費を抑えることで市債残高を減少させている 市政改革のあり方に疑問。

本格的な少子高齢・人口減少社会が到来し、飛躍的な経 済成長が見込めない中、市民の安全・安心を支え、また、 多様化する市民ニーズに速やかに応えていくためには、安 定した財政基盤を構築していく必要があります。

そのためには、将来世代に負担を先送りすることのない よう、未利用地売却収入などの補てん財源に依存すること なく、収入の範囲内で予算を組むことを原則とし、単年度 での「通常収支の均衡」をめざすことが必要と考えており ます。

平成28年2月に公表した「今後の財政収支概算(粗い試 算)」では、当面の単年度通常収支不足額が200億円程度に なると見込んでおりますが、上記の考え方に基づき、未利 用地売却収入などの補てん財源は含まれていません。

また、平成28年度予算では、市税収入がピークの平成8 年度決算から 1,295 億円もの減収となる一方で、人件費の |削減などに取り組んだものの、生活保護費などの扶助費や 市債償還のための公債費が伸びているなど、厳しい財政状 るが、市税収入が減ると国からの地方交付税や臨時財況となっており、引き続き市政改革に取り組む必要がある と考えております

なお、予算や決算、財政状況などについては、大阪市の ホームページや広報紙などで公表しておりますが、必要な 財政情報を入手しやすいよう、財政局ホームページの構成 等について改善に努めております。

大阪市の市税収入は、バブル崩壊後の地価の下落に伴う 固定資産税・都市計画税の減収や、長期の経済低成長に伴 う法人市民税の減収などにより、他都市に比べて大きく落 ち込んでいます。

市債残高については、今後急速に進むと予想される人口 減少や高齢化の進展などを見据え、市政改革の取組の中で 投資的経費を抑えたことにより、着実に減少しつつありま すが、市債残高の削減は依然として重要な課題となってお り、都市インフラの充実や防災力の向上など、未来への投 資も行いながら、引き続き市債残高を適切に管理していく 必要があると考えております。

- ・全国や近畿では域内総生産(名目)が上昇基調であっ た中、大阪市ではなぜ同様の動きとならなかったのか という分析と総括が書かれていない。
- 他の関西府県に比べ大阪の落ち込みが激しいことから 「リーマンショックによる」→「8年間の市政の不十 分さによる」とすべき。

なぜ平成15~19年度にかけて域内総生産(名目)が全国 と同様な上昇基調にならなかったかについては、産業構造 転換の遅れ、首都圏・周辺部等への流出・分散、低所得者 層の増加、インフラや既存資産の低利用など、様々な要因 が考えられ、事象の説明にとどめたものです。

平成 20 年秋のリーマンショックに端を発した金融危機 は、世界的な景気後退をもたらし、大阪市でも、雇用や中 小企業経営をはじめ市民生活に深刻な影響を及ぼしたとこ ろであり、域内総生産(名目)が平成 20~21 年度にかけて 大幅に減少したものと考えております。

・扶助費、生活保護費の増大が「財政全体を圧迫」とあ るが、国からの補助金や地方交付税によって補てんさ れる。厚生労働省は全額国が補てんしていると主張す るが、大阪市の超過負担は5%で、約150億円である ことを財政局も認めている。これは本来国が負担すべ きであり、大阪市として国に強く要求すべき。

生活保護制度は、真に生活に困窮し保護を必要とする方 のための最後のセーフティネットとして持続できる制度と するため、必要な財源確保などの取組を進めていく必要が あります

財源確保については、指定都市総体として国に対して 国の責任のもと生活保護費の全額負担をはじめとした必要 十分な財政措置を講ずるよう要望を行っております

また、過去約 150 億円あった地方交付税等における基準 財政需要額への算入不足について、地方交付税法第17条の 4に基づき、毎年度、国へ意見提出してきた成果もあり、 近年は約50~80億円で推移しています。しかしながら、依 然として多額の算入不足があることから、引き続き、算入 不足の解消に向けて国へ意見提出を行ってまいります。

大阪市の考え方

・扶助費が高くなっている原因はなぜか、あたかも不正 受給や高齢化が原因であるかのような印象を与えてい るが、大阪市としての分析や解決策が書かれていない。

保護率については、国において学識経験者を交えて開催された「生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会」で「保護率と、失業率や高齢化、離婚率等との相関は高く、経済・雇用情勢や社会的要因は保護率・保護費の上昇や保護率の地域間較差に極めて大きな影響を及ぼしている」との議論結果が発表されています。

大阪市ではこれらの数値がいずれも高いことに加えて、 あいりん地域における日雇労働者の高齢化などによって生 活保護率が高くなっているものと考えられます。

この間、大阪市では副市長をトップとした「生活保護適正化連絡会議」を設置し、全庁的に生活保護行政について検討・検証を実施し、不正受給対策や就労自立支援、医療扶助の適正化などに積極的に取り組んでおり、その効果もあって、大阪市の生活保護費の決算額は4年連続で減少しております。

今後とも、真に生活に困窮し保護を必要とする方のための最後のセーフティネットとして持続可能な制度となるよう、国に対して要望を行ってまいります。

・p11の「市民の安全・安心の確保と増大するリスク」にはリスクと課題のみが記載され、p46の「迅速な災害対策ができるリスク管理」にはリスク管理のみが強調されているが、本計画には、これと逆行する内容が含まれる。第1に、防災・減災対策は待ったなしであるにもかかわらず、災害時の救援、被災者支援の役割を担うマンパワーを弱める人員削減が方針化されている。第2に、公営企業や準公営企業の民営化は儲け優先により災害対策の足を引っ張る。さらに、避難所となる小中学校などを経費節減の対象とし、廃止・統合する計画が出されている。

p11 の「市民の安全・安心の確保と増大するリスク」 大阪市のまちの特徴として、老朽化した木造住宅が多く、にはリスクと課題のみが記載され、p46 の「迅速な災防災性等に課題を抱えた密集市街地が形成されていること害対策ができるリスク管理」にはリスク管理のみが強や、海抜ゼロメートル地帯が広く、災害時に浸水のおそれ調されているが、本計画には、これと逆行する内容ががある地域が多く存在しています。

市民の皆様の安全・安心を守るためには、今後発生が見込まれる南海トラフ巨大地震をはじめ、あらゆる災害に備えた密集市街地の整備や防潮堤の耐震化・液状化対策などハード対策が課題です。

また、ソフト対策としても、災害発生時に大阪市の行政機能が低下した場合であっても、必要不可欠な業務を継続していけるよう、業務継続計画等を策定し、迅速な災害対応ができるリスク管理体制の整備を進めているところです。

なお、災害対応で人員が不足した場合、国や他の自治体の職員の応援や派遣を要請したり、ボランティア等を活用して対応していくことになります。

また、各事業の経営システムの見直し(民営化等)は、 需要が今後も低迷すると予想される中、官民の最適な役割 分担による各事業経営の効率化により、管路耐震化などイ ンフラ整備の促進もめざすものであり、大阪市が果たして きた公的な責務は引き続き果たしてまいります。

小中学校の廃止・統合による避難所の取扱いについては、 該当の学校がある区の区役所と地域住民が協力して近隣に 代替施設を確保するように努めており、災害が発生した場 合、避難者の受け入れができるように努めております。

・第3セクターなどの再開発事業の破綻による将来財政 負担のおそれがあるものと同列に、国民健康保険・バス・市民病院・中央卸売市場を扱うのはおかしい。

大阪市では、一般会計、特別会計のほか地方公社や外郭団体を利用して多くの事業を行っており、将来の大阪市財政に悪影響を及ぼすことが懸念される要素としては、一般会計、特別会計の市債残高のほかに、地方公社や外郭団体に対する債務保証や損失補償など、団体が借入金を返済できなくなったときに大阪市が負担しなければならないものもあります。

こうした要素のうち、特に経営収支の良好でない事業、あるいは外部委員会から将来の経営の不安定さを指摘されたものなど、今後の大阪市の財政収支に大きく影響を及ぼす危険性のあるものを「財務リスク」として内容や方向性をとりまとめ、将来、大阪市財政の負担が増大しないよう取組を進めております。

・都市インフラ整備への投資が必要かどうかは必ずしも明らかでない。「うめきた2期関連事業」への投資も、本計画に記載する必要はない。

大阪の成長をより確実なものとしていくためには、特区の活用などによるビジネス環境の整備や集客機能の強化、大規模災害に備えた防災力の強化、成長産業の育成のほか、うめきた2期関連事業やなにわ筋線の実現をはじめとした都市インフラ整備が重要です。

「市政改革プラン2.0」を進めるうえでも、当面厳しい財政状況が続くと見込まれるなか、こうしたうめきた2期関連事業などの都心インフラ整備への投資の必要性を、「大阪市の現状と今後の見通し」として認識しておく必要があると考えております。

ご意見の要旨 大阪市の考え方

●第1章「2 これまでの市政改革の成果」について

・改革の取組成果として、情報公開の徹底やコンプライ 政改革として重要な点が欠けている。

市政改革については、平成18年2月に「市政改革基本方 アンスの取組、区政の充実、住民自治の強化など、市針 (平成 18~22 年度)」を策定のうえ改革に着手し、その 後も「なにわルネッサンス 2011」、「市政改革プラン(平成 24~26 年度)」、「平成 27 年度市政改革の基本方針」などの 計画に基づき市政改革を推進し、ムダを徹底的に排除し、 成果を意識した行財政運営などに取り組んでまいりまし た。

これまでの改革により、「情報公開の徹底」や「コンプライアンス確保のための取組」、「区政の充実、住民自治の強化」などの取組を進め、一定の成果をあげてきたところで

市政改革の成果」として、この10年間の成果を分かりやす く数値で示すことや、依然として財政状況が厳しいことを 示すことが必要と考え、「単年度通常収支不足額」、「市債残 高」、「職員数」、「外郭団体の改革」の状況と成果を示して おります。

●第1章「3 新たな価値を生み出す市政改革の推進」について

・「質の高い行財政運営の推進」には、手続きの迅速化や スピード感の観点も取り入れるべき。

「質の高い行財政運営の推進」では、ICTを活用した サービス向上の取組として、ICTを徹底活用し、スマー トフォンをはじめとするモバイル端末の普及に対応した申 請・届出の仕組みづくりや、マイナンバーを活用した大阪 市への申請・手続きにおける証明書添付の全廃などに向け た検討を進めることとしております。

また、ICTを活用した効果的・効率的な行政運営の実 現をめざした取組も進めていくこととしており、手続きの 迅速化やスピード感の観点も含め、「業務の効率化」や「市 民サービスの向上」を図っていくこととしております。

・3つの「改革の柱」がインパクトに欠ける。具体的取 組を、関連するテーマで集約したように見える。

「市政改革プラン 2.0」では、ムダを徹底的に排除した効 果的・効率的な行財政運営をめざして進めてきたこれまで の改革を継続し、ICTの徹底活用や、職員の能力を最大限引き出すことで、質の向上を図る改革を積極的に進めて まいります。

こうした基本的な考え方のもと、改革の推進にあたって は、改革の柱1「質の高い行財政運営の推進」、改革の柱2 「官民連携の推進」、改革の柱3「改革推進体制の強化」と いう3つの「改革の柱」を設け、その方向性に沿って、具

体的な取組項目を設定しました。 「市政改革プラン 2.0」では、この 3 つの「改革の柱」に 基づく取組の P D C A サイクルを徹底することで、「市民サ ービスの向上」、「業務執行の効率化」、「安定した財政基盤 の構築」をめざしてまいります。

・住民自治や区政の充実については、本計画の中に何ら かの形で位置づけるのか、運用段階にあるとして引き 続き取り組むのか、方針を転換するのか等、何らかの 記載をすべき。

「市政改革プラン (平成 24~26 年度)」に基づく3年間 の取組により、活力ある地域社会づくりとそれを支える自 律した区政運営を進めるための、様々な仕組みを構築して きました。

平成27年度以降は、こうした仕組みを構築する段階から 運用段階に入ったことから、平成27年2月に策定した「豊 かな地域社会の形成に向けた区政運営基本方針」に基づき、 各区長のマネジメントのもとでPDCAサイクルを回しな がら、各区の特性や地域事情に応じた取組を進めていると ころです。

こうした区政の状況について、「市政改革プラン 2.0」の 中で記述いたしました。

●第1章「4 具体的な取組の方向性」について

・職員の評価について、同職で差をつけるのはおかしい。 不当な評価制度による賃金差別は撤回すべき。

評価については、大阪市職員基本条例に基づき、公務能 率や執務意欲の向上に向けて、能力と実績に応じた適正な 評価を行い、それに伴う処遇の徹底を図ることでこれまで 以上に頑張った職員に報いるとともに、より厳格な評価を 行うことで、市民からの信頼が得られる制度として相対評 価による人事考課制度を実施しております。

ご意見の要旨	大阪市の考え方
●その他・市政改革プランのメリットとデメリットを平等に示し	「市政改革プラン 2.0」は、市民・利用者の視点に立った
・ 市政 で ・ 市政 で で 、 判断 で きる機 会を設ける べ き。	「市政改事ノワン2.0」は、市氏・利用名の視点に立った質の高い行財政運営等を推進することにより、「市民サービスの向上」、「業務執行の効率化」、「安定した財政基盤の構築」をめざすものです。 各取組項目については、改革のメリットとして「利用者満足度の向上」などを可能な限り数値化して目標設定しました。 引き続き、市政改革に対する市民の皆様からのご意見を、大阪市ホームページ上の市政改革意見箱などを通じて、頂いてまいります。
・何でもホームページや機械化せず、直接意見を聴いて	
ほしい。	ジは順次充実させてきておりますが、電話や窓口でのお問い合わせについても、従来どおり対応させていただいております。
・パブリック・コメントの書類が区役所になかった。	このたびは、パブリック・コメント資料が区役所になかったとのことで、大変ご迷惑をおかけしました。 区役所窓口に十分な量の資料を配架し、残部数が少なくなれば追加する等の対応をとっておりましたが、一時的に配架されていなかったものと考えております。 深くお詫び申し上げます。
・市民の知らない間、選挙公示後すぐにプランを出すや り方に疑問。	月に「平成28年度以降の市政改革計画について(基本的考え方)[案]」を公表した後、6月15日に戦略会議を開催し、報道関係者にも公開のもと議論したうえで「市政改革プラン2.0(素案)」を策定いたしました。また、6月23日から7月22日までパブリック・コメント手続を行い、広く市民の皆様からご意見をいただきました。このように、計画策定に際して、透明性の確保と市民の皆様のご意見の聴取に努めてきたところですが、引き続き、大阪市ホームページ上の市政改革意見箱においても、市民の皆様からのご意見を受け付けております。
・組織文化の醸成や仕組みづくりについて、民間企業の コンプライアンス体制等に学ぶのもよいのではない か。	コンプライアンス推進のための意識改革及び組織風土改革を目的として、コンプライアンス研修を毎年実施しております。特に幹部職員等に対する研修においては、民間企業経営者等を講師に招き、民間企業の実例を交えた講義をいただいております。引き続きこれらの取組を実施し、大阪市のコンプライアンス確保に努めてまいります。
手話のできる人材の養成・配置が必要。「市政改革プラン 2.0」でも今後 4 年間の取組において、同条例で定められた施策の実現をめざすべき。	また、大阪府や府内の指定都市・中核市と共同で手話通訳者の養成講座を開催しております。 人格と個性を尊重することを基本とした「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」の基本理念を踏まえ、手話への理解の促進や意思疎通の支援などの取組について各所属が連携しながら施策の推進に努めてまいります。
	「市政改革プラン 2.0」は、厳しい財政状況や市政課題への適切な対応が必要なことから、ムダを徹底的に排除し、効果的・効率的な行財政運営をめざした取組を進めるとともに、ICTの徹底活用や職員の能力を最大限に引き出すことで、質の高い行財政運営をめざすものであり、こうした行財政改革については、間断なく進めていく必要があると考えております。

ご意見の要旨	大阪市の考え方
・生活保護受給者からも医療費自己負担を徴収すべき。 また、生活保護受給者のお金の使い道を改善すべき。 国にも働きかけ、生活保護費の給付方法を見直すとと もに、一般市民にも意識できる表記としていくべき。	大阪市では、真に生活に困窮し保護を必要とする方のための生活保護制度が、最後のセーフティネットとして持続できる制度とするために、平成24年7月に国に対して「生活保護制度の抜本的改革にかかる提案」を行っております。その中で、医療扶助、介護扶助には一部自己負担を導入することを提案しております。
・採算性を無視した議員・職員・業者との利権構造の改革、体質・意識改革が必要。	大阪市では、「公益通報制度」、「要望等記録制度」など、公正な職務の確保のための仕組みを構築しております。また、市政運営の透明性を確保するため、「施策プロセスの見える化」、「予算編成過程の公表」、「公金支出情報の公表」など、意思決定プロセスや事業内容、公金の使途等を公表しております。 引き続き、コンプライアンスの確保に向け、職員研修等の実施や公益通報制度の着実な運用に取り組むとともに、「服務規律刷新プロジェクトチーム」のもと不祥事根絶に向けた取組を推進してまいります。また、市政運営の透明性の確保についても、引き続き、取組を推進してまいります。

■ 個別の施策・事業等に関するご意見等

ご意見の要旨	大阪市の考え方
1 市民利用施設におけるサービス向上	
●このプランには、トイレ改修などの個別事項でなく、仕 組みを変えることを記載すべき。また、納税環境の整備 についても同様である。	
2 多様な納税環境の整備	
●手数料の高いクレジットカード収納はやめ、窓口収納等に努めるべき。	クレジットカード収納は、金融機関、コンビニ等での窓口収納、インターネットを利用した電子収納に加え、新たな納付方法として神戸市、京都市をはじめ多くの自治体で導入されており、大阪市においても納付しやすい環境整備として導入することとしております。 大阪市での導入にあたっては、一定金額を超える手数料については納税者負担とするなど他の納付方法との均衡を図ることとし、過度な負担とならない取扱いとしております。
●クレジットカードやインターネットを利用した納付サービスにより、個人情報流出のおそれがある。	クレジットカード収納の導入にあたっては、契約する決済処理サービス事業者に対し、プライバシーマークの取得をはじめ、クレジット業界におけるグローバルセキュリティ基準「PCIDSS」に準拠する等、セキュリティ面においても高い安全性を保持することを求めることとしております。 また、インターネットを利用したクレジットカード情報等の提供にあたっても、決済処理サービス事業者に対しインターネット上で情報を暗号化して送受信できる SSL(Secure Sockets Layer)による暗号化を行い保護することを求めることとしており、個人情報の取扱いには万全を期しております。

ご意見の要旨 大阪市の考え方 3 施策・事業の見直し ●各区ごとに整備されている施設(スポーツセンター、屋 各施設の見直しについては、「市政改革プラン(平成 24 内プール、老人福祉センター、子ども・子育てプラザ) ~26 年度)」において、他都市 (横浜市・名古屋市・京都市・ の見直しに反対。 神戸市)と比較して施設数が多いとの認識から、他都市水 準にまで縮小することとしたものであり、現時点において ・高齢化や子育て環境の整備など、時代の要請への逆行 も、他都市より施設数が過剰であるという認識については である。 変わっておりません。 ・高齢者の生きがいや健康維持の場、子どもの遊び場を 今後の大都市制度のあり方検討の結果を踏まえて対応す ることとなりますが、縮小にあたっては、民間で対応可能 かどうかといった施設の特性や、利用実態、財政負担など ・介護予防や子育て支援が進むよう、施設設備改修の予 を勘案しながら、各施設のあり方の検討を行う必要がある 算等をさらに確保し、事業充実を進めるべき。 と考えております。 ・高齢者の健康維持のため、屋内プールは各区に1か所 を確保すべき。 ・24 区にある施設は24 区ごとに維持すべき。 ・大阪市の廃止と特別区への再編は住民投票で否決され ており、合区や総合区を前提にした施設の廃止は認め られない。 ●大都市制度のあり方の進捗に関わらず、24 行政区を前提 とした改革を遅滞なく進めるべき。 ●城北市民学習センターが閉鎖されたが、採算性のみを理 市民学習センターについては、「市政改革プラン(平成24 由に、新しく作ったものを使用しない方が無駄である。 ~26 年度)」及び市会における様々なご意見などを踏まえた 結果、総合生涯学習センター・阿倍野市民学習センター・ 難波市民学習センターの3館体制とする「大阪市立生涯学 習センター条例の一部を改正する条例案」が平成 25 年 11 月 29 日の市会本会議で可決されたことにより、平成 26 年 3月末をもって城北市民学習センターは廃止しました 廃止後の施設については、当面の間、民間への貸付を行 いながら、他の有効活用方法について検討していくことと しており、平成28年1月に貸付にかかる公募入札を行いま したが、申込者がなかったため、現在、活用方策について 検討を進めているところです。 ●管理・監視できない補助金が多くなっているのではない 平成19年3月に策定した「補助金等のあり方に関するガ か。 イドライン」に基づきすべての補助金等について見直しを 行い、加えて、平成24年7月の「市政改革プラン」策定以 降、「補助金等の見直し調整方針」に基づき、エンドユーザ ーである市民の視点から有効性・妥当性、特定の団体の既 得権になっていないかの検証などの見直しを進めた結果、 市政改革の取組実績として、平成 27 年度末までに累計で約39 億円の見直しを実施しました。 今後も、社会情勢の変化等に応じて、適宜、見直しを進 めてまいります。 ●市職員用厚生施設の点検・見直し・廃止をしてほしい。 大阪市では、平成 16 年 12 月に福利厚生制度等改革委員 会を設置し、職員の福利厚生制度について必要性、妥当性 の観点から検討を行い、見直しを進めてまいりました。 その中で、大阪市職員の福利厚生施設である職員会館(ヴ ィアーレ大阪を除く)や保養所については、すでに廃止し ております なお、ヴィアーレ大阪については、建設及び運営におい て公費を投入しておりません。

ご意見の要旨	大阪市の考え方
4 未利用地の有効活用等	
 ●方針に反対。 ・未利用地は安易に売却せず、地域住民の意向の具体化を図るべき。案がなければ、震災に備えて緑地にしたうえ管理を地域住民に依頼する等すべき。 ・未利用地を利用し、保育所を増やすべき。 ・防災や都市農業への活用など、経済性以外の活用を検討すべき。 ・売却は慎重に行うべき。貸付等は年限を決め、いつでも市の土地として活用可能にしておくべき。 	これまで、地域の方々により近い区長の意見を踏まえるとともに、防災や子育て支援などの施策・事業を担当している各所属に対して活用予定の有無などを照会し、未利用地の活用を進めてきております。 一方、大阪市の市税収入は依然として低い水準にあり、
●売れない未利用地は、従来の枠組みを取り払わなければ解決しない。市長直轄で部署を横断するチームで調整するなどし、取り組むべき。	
●どうすれば地域の活性化につながり、にぎわいが生まれるか、地元の区長や住民の声をよく聴くべき。	未利用地の活用に際しては、地域の活性化やにぎわいの 創出など、まちづくりに資する活用に取り組む必要がある と認識しております。 これまで、地域の方々により近い区役所と情報を共有化 し、区長の意見も聴きながら未利用地の活用を進めており、 今後もこの取組を継続してまいります。
●施設廃止後の利用について、地域住民への説明不足。特に小学校の跡地利用には、該当地域以外の市民の意見を反映させる場を作ってほしい。	
●城東プール右隣の空き地について、まだ住居として使用できるマンションを取り壊し更地にした。不経済であり、住んでいた人を追い出す金儲け優先のやり方である。	施策・事業の見直しなどに伴い施設廃止する際に、施設を所管していた所属において廃止理由、廃止後の活用などについて十分な説明を行うよう、関係所属に再度周知してまいります。 また、地域の方々により近い所在区の区長にも意見を聴きながら、有効活用を進めてまいります。 なお、ご意見いただいた土地については、旧交通局古市職員公舎であり、大阪市として災害対策上、最低限必要な公舎以外については、順次廃止を進めてきました。旧古市職員公舎についても、大阪市の決定に基づき、平成23年度末に廃止しました。

大阪市の考え方

5 未収金対策の強化

- _ ●方針に反対。
 - ・法的措置の徹底よりも、払いたくても払えない高額な保険料や税の見直しを進めるべき。差し押さえや短期保険証の発行はやめてほしい。
 - ・支払いに困窮した場合の減免・免除制度を整備すべき。 市民の生活実態を丹念に見て、国民健康保険料の減免 規定を改善し、「払える保険料」にすべき。国から財政 支援として交付された支援金も活用してほしい。

大阪市では、歳入の確保はもとより、市民負担の公平性・公正性の確保のため、未収金対策の強化に取り組んでおります。

法的措置・差し押さえについては、預金・給与収入等を 有するなど納付能力がありながら自主納付いただけない方 に対し、公平性・公正性の確保の観点からも実施すること としております。

なお、市税については、地方税法及び市税条例に基づき、 適正・公平に課税しているところです。

また、国民健康保険は、保険料と国庫支出金等により事業運営を行うことが原則とされています。しかしながら、原則どおりでは保険料負担が大きくなることから、大阪市の財政は極めて厳しい状況でありますが、多額の市税等を一般会計から繰り入れることによって被保険者の負担軽減を図っております。

このほか、国の制度として、前年中の所得が一定基準以下の低所得世帯や倒産・解雇などの理由で離職された非自発的失業者に対して保険料を軽減する措置を実施するとともに、大阪市独自の施策として、災害や営業不振等を理由とした減免制度を設けるなど、被保険者の保険料負担の軽減に努めております。

また、納期限までに保険料を納付していただけない世帯に対しては、納付督励や督促状の送付を行っておりますが、これによっても滞納状態が改善されない世帯に対しては、有効期限の短い「短期有効期限被保険者証(短期証)」を交付し、証の更新機会に接触を図り、減免制度や分割納付による納付方法をお示しするなどの対応に努めております。

さらに、保険料滞納世帯に対しては、納付相談を行うなど、日頃からきめ細かで丁寧な対応を行っております。それでもなお、保険料を納めていただけない世帯に対しては、関係法令に基づき財産調査を行い、財産が判明した場合には、まず差押予告を行い、個々の事情を十分お聞かせいただくとともに自主的な納付を促しておりますが、特別な事情が無いにも関わらず保険料を納めていただけない場合は、関係法令に基づき適正に差押等の滞納処分を行っております。

引き続き、被保険者の負担の軽減を図るとともに、公平 で安定的な国民健康保険の運営に努めてまいります。

●納付書に前年度の明細や借金の増減を付けると、納税者が納得しやすいのではないか。

未納となっている方に納付書(催告書)を送付する際は、 未納となっている税額だけでなく、すべての未納額の納付 書を送付しております。また、納税相談等で納付書をお渡 しする際にも、未納額明細等により未納となっている税額 を明示したうえで必要な納付書をお渡ししております。

また、大阪市の財政状況については、ホームページ等で も公表しております。

6 諸収入確保の推進

● 5 億の収入は貴重であるが、むしろ、黒字の地下鉄を民営化せずその収入を活用すべき。

地下鉄事業は平成15年度に黒字に転換して以降、継続的に黒字を確保しておりますが、少子高齢化が進むことによって、乗車人員の減少が続くと見込まれ、経営環境は厳しくなるものと考えており変知視できませた。

くなるものと考えており楽観視できません。 そのため、「民間でできるものは民間で」という考え方を 基本スタンスに、自立した企業体として自らの経営責任の もとで、持続的にさらなる効率的な経営の推進や、お客さ まへのスピーディーかつ柔軟なサービス展開を実現するこ とを目的として、民営化をめざし、取組を進めております。

大阪市の考え方

7 人事・給与制度の見直し

●職員数の削減に反対。

- ・職員数の削減は、市民サービスの低下を招く。
- ・災害時に市民の命を守れる体制の確保を前提とした人 員マネジメントが必要。
- 一般行政部門の職員数は、すでに他都市並みとなって いる。
- ・子どもの教育や市民を守る市役所や学校の人材を増や し、待遇・給与を改善すべき。学校現場では人が足り ず、そのしわ寄せが子どもたちに来ている。
- ・非正規職員や仕事に就けない人が増えている現状を改 革するため、市役所が新規採用者を増やし、安定して 働ける職場を提供すべき。
- ったか検証すべき。区役所では、人員不足で待ち時間職員の適正配置に努めてまいります。 が長くなっている。また、機構改革による人員削減で 投票所の体制が確保できず、応援を要する事態となっ ている。
- ・大阪市の技術力の高さを支えている技能職員を、民間 に移すべきではない。
- ・ICTの活用を進めても、職員数は削減すべきではな V,
- ・給与の高い職員を圧縮すれば、働く意欲のある職員を 増やしても人件費を下げることができる。
- ・業務委託が進むほど、職員が現場の声を拾う機会が失 われる。また、業務委託の不備を職員が肩代わりする など、業務委託=効率化となっているか疑問。

●職員の給与カットに反対。

- ・すでに指定都市最低の賃金水準であるにも関わらず な人材が他都市に流出し、市民サービスの低下を招く。
- ・人員削減や給与削減で職員のモチベーションを下げて おいて、職員がチャレンジ精神をもって仕事に取り組 めるとは思えず、「質の高い行政運営」は実現性に乏し い。
- ・給与カットを常態化させるのはおかしい。
- ・災害等の際に市民のために働くのが公務員であり、 定の給与を保障されている意味はある。
- 削減も給与削減も必要性を感じていない。大阪市とし て取り組むべきは、民間の給与ベースが上がるような 施策である。
- 労働基本権の制約の代償として人事委員会による給与 勧告制度があり、それを無視した賃金カットは憲法と 地方自治法に反する。

職員数の削減を含めたこれまでの市政改革の取組によ り、改善は進んだものの、当面の単年度通常収支不足額は、 200億円程度になると見込まれる状況になっています。

また、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化、情報 化やグローバル化が急速に進展している中で、市政課題に 適切に対応していく必要があります。

そのためには、歳出の削減、職員数の削減など、ムダを 徹底的に排除し効果的・効率的な行財政運営をめざしたこ れまでの取組の継続が必要となってきます。

職員数の削減は、主に技能労務職員について行う予定で すが、官民の最適な役割分担のもと、民間活力の活用等により、業務執行の効率化、市民サービスの向上を図ってま いります。

また、新たな市政課題や市民の多様なニーズに対応する ・職員数削減の結果、職員一人あたりの業務量がどうなため、施策・事業のスクラップアンドビルドを行いながら、

大阪市においては、財政収支の改善を図るための施策と すでに指定都市最低の賃金水準であるにも関わらず、して、平成21年度から職員の給与カットを実施しておりまさらに賃金を下げ続ける方針では、必要な人材、優秀 れており、依然として大阪市の財政は厳しい状況が続いて います。

その一方で、専門的・中立的な人事機関である人事委員 会からの勧告に基づき、公民較差の解消のための給料表等 の改定を適切に実施しております。

また、給与カットが長期にわたることや、財政収支概算 の改善も考慮し、半分程度の減額率の緩和も行っておりま

当面、給与カットを継続して実施することとしておりま すが、職員のモチベーション低下による市民サービスの低 ・公務員の給与は民間の給与に影響し、市民として人員下をきたさないよう、適切な給与制度の構築・運用に努め てまいります。

ご意見の要旨	大阪市の考え方
●区役所の住民票発行などの窓口の配置人数や管理体制に、職員を活用すべき。窓口の外にも、市民の声を聴く人員を配置すべき。	区役所の住民情報窓口については、「民間でできることは 民間に委ねる」という基本的な考え方のもとで、区民サー ビスの向上と効率的な業務運営を図るため、各区において 証明書の受付・発行等の業務を民間に委託しており、区役 所職員は審査業務等に従事しているところです。なお、区 役所職員の配置については、その実情に応じて区長マネントにより行っております。 また、区役所の庁舎入口付近に「窓口案内員」を配置したり、住民情報窓口フロアに「フロ案内員」を配置したりするなど、各区役所とも、来庁される市民の声を記したりするなど、各区役所とも、来庁される市民の声をに で努めているほか、区役所業務全般について市民の声をお く広聴窓口を設け、メールやお手紙でも市民の声をお伺い できるようにしております。
●一般企業からの登用を積極的に進め、無試験登用者は廃止すべき。	区長・所属長については、大阪市職員基本条例に則り、 内外公募を経て、外部人材も登用しているほか、区長・所 属長以外にも、外部人材を登用することが有効と考えられ る分野には、外部人材の積極的な登用を図っております。 また、職員採用(事務行政・福祉)において、その半数 程度は社会人経験者を採用しております。
●どの部門が他都市と比較して多いのか、公営企業を民営 化してもまだ職員数が多いのかを明らかにするため、一 般行政部門以外の職員数の内訳も示すべき。また、正規 職員の数も示すべき。	職員数の削減の取組については、公営企業、学校園、消防の各部門と技能労務職員を除く一般行政部門の正規職員数について他都市との比較を行っております。 都市の状況や市民サービスの内容等が各都市様々であることから、一般行政部門以外の部門での比較は単純にはできませんが、他都市の状況もしっかり把握しながら、引き続き簡素で効率的な組織体制の構築に努めてまいります。
■職員の給与を府下の都市並みにすれば、収支不足を改善できるのではないか。	給与カット後の大阪市職員の給与水準は、大阪府下市町村(指定都市を除く。)の平均を下回る水準となっています(平成27年4月1日時点)。 大阪市では、厳しい財政状況を踏まえ、引き続き給与カットを実施していくこととしております。
●そもそも職員数削減や給与カットは、「人事・給与制度」 に関わるものと言えるのか。	スリムで効果的な業務執行体制の構築や職員数の削減、 給料月額・管理職手当制度の見直しやカットを行うことは、 人事・給与制度に関するものであると認識しております。
●質の高い行政運営を行うなら、全職員に業務研修や説明 会を行うべき。	OJT (職場内研修) と Off-JT (職場外研修) を組み合わせ、業務能力の向上を図っております。今後とも、引き続き質の高い行政運営を推進する職員の育成に努めてまいります。
●人手不足の介護職や保育職を公務員が担うことが、市民のためになる。	今後急速に進むと予想される人口減少と高齢化の進展、 生産年齢人口の減少等に伴い税収の確保が難しくなる一 方、扶助費など社会保障関連経費の増加なども見込まれ、 大阪市の財政はさらに厳しい状況が続くと見込まれている 中、多様化する市民ニーズにいかに応えていくかが喫緊の 課題となっています。 この課題に対応するには、民間ができることは民間に委 ね、官が果たすべき役割については市場原理が機能しない 部分に限るなど、官民の最適な役割分担のもと、官が担っ ている事業を民間が担うことにより、コスト削減とサービ ス向上が期待できるものは積極的に民間活力の活用を推進 していく必要があると考えており、福祉施設や保育所につ いても民営化に向けた取組を進めております。
8 外郭団体の必要性の精査	
●外郭団体は名称変更と自主運営になっただけで、退職職員の受け皿は変化していないのではないか。	大阪市では、退職職員が外郭団体等の再就職禁止法人への再就職をしようとする場合は、大阪市職員基本条例に基づく市長の承認を受けることとしており、一定の規制を行っております。
●どのように客観的で公平・公正な見直しが行えるか、状況を「見える化」してほしい。	外郭団体の必要性については、第三者委員会である大阪 市外郭団体評価委員会で審議いただくこととしており、そ の審議内容についてはホームページ等で公開することとし ております。

ご意見の要旨 大阪市の考え方 9 ICTを活用したサービス向上 ●マイナンバーを活用した証明書添付の全廃は、個人情報 マイナンバー制度では、今までと同じように個人情報の の鍵をマイナンバーに統一することを目的にしており、

分散管理や情報システムへのアクセスの制御、通信の暗号 万一の情報流出事故発生時に個人情報保護が崩壊しかね化などを行うとともに、行政手続等においても、マイナン バーの確認だけでなく従前どおり本人確認も厳密に行うな ど、制度・情報システム両面で様々な安全管理措置を講じ ています。今後も引き続き個人情報保護に万全を期してま いります。

●災害時に避難所でマイナンバーカードを活用し、避難者 の管理をしてほしい。それが法的に困難なら、トリアー ジカードの利用も研究してほしい。また、大阪府薬剤師 会の「e-お薬手帳」等を利用し、必要な薬剤がリアルタ イムで分かるようにしてほしい。

市民サービスの向上に向け、マイナンバーカードの有効 な利活用方法の検討を行ってまいります。

●市会の開催時期や事案などを事前にオープンデータ化 し、公開してほしい。

市会の開催時期や議案などは、大阪市のホームページに 事前に掲載しております。

オープンデータについて、大阪市では、平成26年1月か らホームページにてオープンデータ公開を開始し、各施設 情報、防災関連情報、統計情報、各区の広報紙等をオーフ ンデータとして公開しております。また、平成28年3月からは、ホームページにおけるオープンデータの横断的検索 等の機能を備えた、利便性の高い「大阪市オープンデータ ポータルサイト」を開設したところです。

● I C T は否定しないが、高齢化が進む大阪市で普及する のか疑問。現場のヒューマンパワーに力を置くべき。

ICTを徹底活用し、市民サービスの向上を図るととも に、行政運営の効率化に取り組んでまいります。

10 環境に配慮した率先的な取組

●温室効果ガスの削減目標は、市だけでなく市域全体の排 出量に関して目標を立てるべき。

大阪市では、「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業 編〕」を平成 28 年4月に策定し、大阪市役所の事務事業に 伴い発生する温室効果ガスの削減目標等を定めるととも に、「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」を平 成23年3月に策定し、市域全体の排出量に関する目標(平 成32年度までに市域の温室効果ガス総排出量を平成2年度 比で25%以上削減)を定めております。

なお、東日本大震災が発生したことを発端に、日本国全 体で電源として化石燃料への依存が増大するなど、社会情 勢に大きな変化があったため、平成27年11月に「大阪市 地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」の改定について大 阪市環境審議会に諮問し、現在、中間見直しの改定作業を 行っており、パブリック・コメントを経て、平成 28 年度末 に市域全体の排出量に関する新たな削減目標を設定する予 定です。

11 迅速な災害対応ができるリスク管理

●庁内の対策が中心で、市民の安全と命を守る具体的対策 が見えない。

市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目 的とした計画は、「大阪市地域防災計画」として別に定めて おります。

本件は、「大阪市業務継続計画」に関するものであり、 れは発災時に限られた資源(職員や庁舎、通信等)のもと、 大阪市が優先的に行う業務(非常時優先業務)を表したも のです。また、庁内の安全対策も、災害時に業務を円滑に 行うためには不可欠なものです。

●防災に関して「マニュアル」を作れば達成できるという ものではない。

大阪市では、「大阪市地域防災計画」に基づき、災害対策 に必要な施設や設備を常備・強化し、平常時の訓練等によ り大阪市の各所属や関係機関が習熟できる体制を整えてま いります。

「大阪市業務継続計画」に定める非常時優先業務 本件は、 (上記参照) の実施を確保するための計画 (実効性の確保) のためのマニュアルであり、事務遂行上必要であると考え ております。

大阪市の考え方

12 公共施設の総合的かつ計画的な管理、 13 市民利用施設の受益と負担の適正化

- ●利用者負担を重視し、採算割れの施設は速やかに売却すべき。
- ●施設の維持管理費用も利用者負担にすべき。
- ●市営住宅の集合場など、幅広く利用料の「見える化」、公表を進めるべき。
- ●何をもって受益と負担の「適正化」というのか。使う者が負担しろ、では行政の役割を放棄しているとしか思えない。受益者負担で済ませるやり方は、改革ではない。

市民利用施設の運営コストは、施設の利用者からいただく使用料(受益者負担)と、市民の皆様の税金(公費負担)でまかなわれています。その使用料については、これまで個別施設ごとに検討・設定され、全市統一的な考え方に基づき設定されていませんでした。

このような状況を踏まえ、施設を利用される方と利用されない方の負担の公平化を図り、市民の皆様からご理解を得られる使用料とするため、必需性(提供されるサービスが日常生活のうえで必需的か)と市場性(サービスが民間でも提供されているものか)の観点から、施設の性格やサービスの内容に応じて、施設の運営にかかるコストの一定割合を利用者(受益者)に負担していただくという考え方を、平成25年6月に「市民利用施設に係る受益者負担のあり方(案)」としてとりまとめました。

この考え方に基づき、施設の指定管理期間の更新時期にあわせて使用料を点検・精査し、経費節減や利用者数の増加を図るなど受益と負担の適正化に向けた取組を行うとともに、施設の受益と負担の状況について公表し、現状の「見える化」を図っております。

なお、市民利用施設や庁舎・事務所などの一般施設については、「大阪市公共施設マネジメント基本方針」を踏まえ、複合化・多機能化などを含め、財政負担の軽減・平準化や施設の安全確保・機能維持に向けた取組を進めてまいります。

大阪市の考え方

14 官民連携全般

- ●民営化等に反対。
 - サービスの質を向上させるには、行政が働くべき。
 - ・くらしに大切なものは市政で行うべきであり、大阪市 が責任をもって維持すべきところは、お金をかけてで も維持すべき。
 - ・必要な市民サービスは経費であり、切り捨てるべきで はない。
 - ・公共の福祉を第一に市政を進めるべきであり、市のイ で」という考え方は、自治体としての責任放棄。
 - ・民営化により、どうやって「市民サービスの向上」を 図るのか疑問。民間企業でも不祥事は起きており、民 営化により何でもうまくいくわけではない。
 - ・「民間でできるものは民間に」という基調には、自治体 としてのミッションもポリシーもない。市民生活に欠かせない自治体独自の事業を明確な理由もなく民間に 払い下げる計画は、将来必ず大きなリスクを伴って返 ってくるのであり、海外にもその事例がある。
 - ・市民にとって必要で大切な施策をどんどん民営化する 姿勢に驚いている。市税を市民のためにもっと使い、 大阪市に住む人を増やしてほしい。人口減・生産年齢 人口減は、市民のための施策を切り捨ててきた結果で ある。民営化せず、公的責任を全うし、市政としてや り続けてほしい。
 - ・市民の生命・生活・福祉などに関わるサービスを提供 するという、自治体の基本姿勢抜きの見直しはやめる べき。
 - 防災・減災対策は人命を第一義にすべきことは当然で あるが、地下鉄・水道をはじめ民営化方針はこれに逆 行する。民営化が市民サービスの向上につながるとは、 民票などの窓口職場が民間委託されている。これによ り人件費が削減されたが、委託料は削減した人件費以 上になっていると言われている。しかも、市民の待ち 時間は極めて長くなっている。「サービスの向上」とは 真逆の事態であり、さらなるコスト削減はサービスの 悪化につながることが危惧される。また、市バス事業 では「民営化条例」に先行して民間企業の手法による 「改革」が行われ、運転手の大幅な賃金カットや赤字 路線の廃止・減便、所有財産の売却などにより3年連 続で黒字を計上している。しかし、高齢者を中心に路 線の廃止・減便によって日常生活に大きな支障をきた し、悲痛な声が多数寄せられている。
- ●人員削減の節約効果も示し、それを民営化につなげてほ しい。
- ●民営化にあたり職員の退職金をどう支払うのかを、まず 解決すべき。
- ●官民の協働改革ではなく、民間主導とすべきではないか。

公営事業、とりわけ地下鉄や上・下水道事業等に代表さ れる都市インフラにかかる事業については、当初は莫大な 初期投資がかかり、また、適当な事業者も見当たらなかっ たことから、公で実施する必要性や理由がありましたが、 公共サービスの提供手法が増えた現在においては、全てを 公営で実施し続ける必要性は薄れてきていると考えており ます

今後急速に進むと予想される人口減少と高齢化の進展、 生産年齢人口の減少等に伴い税収の確保が難しくなる-ンフラを民間に委ねること、「民間でできることは民間方、扶助費など社会保障関連経費の増加なども見込まれ、 大阪市の財政はさらに厳しい状況が続くと見込まれている 中、多様化する市民ニーズにいかに応えていくかが喫緊の 課題となっています。

> この課題に対応するには、民間ができることは民間に委 ね、官が果たすべき役割については市場原理が機能しない 部分に限るなど、官民の最適な役割分担のもと、官が担っ ている事業を民間が担うことにより、コスト削減とサービ ス向上が期待できるものは積極的に民間活力の活用を推進 していく必要があると考えております。

> それぞれの事業における経営システムの見直しの方向性 を定めるにあたっては、事業の法的位置付け、受け手とな る事業者の有無、公的関与のあり方などを総合的に検討し 民営化(民間移管)、公共施設等運営権制度の活用、地方独 立行政法人化、指定管理者制度の活用、委託化など、公営 であるがゆえに各事業が抱える課題の解決や今後の発展に 向けて、それぞれ最適な形態をめざすこととしております これまでも、経営形態の見直しに関しては、市会でも議 論をいただきながら進めてきたところですが、今後も説明 責任を果たしながら、官民連携の推進に取り組んでまいり ます。

なお、全国的な流れとしても、平成27年8月28日に、 総務省において「地方行政サービス改革の推進に関する留 意事項」が策定され、各自治体に対し、民間委託等の積極 明らかに誤りである。大阪市のすべての区役所で、住的な活用等によるさらなる業務改革の推進が必要であると の見解が示されています。

15 地下鉄

- ●方針に反対。
 - 市民の税金と乗車料で築いた市民の共有財産である地 下鉄は、今建設すると4兆円もの費用が必要と言われ る。1日1億円の黒字を生む地下鉄の民営化には反対。
 - ・津波や大災害に備えるためには、儲け優先の民営化に すると人命が尊重されない。JR尼崎事故の教訓に学
 - ・市会で反対されており、市民は反対している。市民の 意見を尊重し、民営化は中止すべき。
 - サービス・安全の低下につながると考えられる。
 - ・公営企業の制約や利用者ニーズへの対応、柔軟・スピ ーディーな運営は、公営でも可能。
 - ・民営化による一時的な利益を得るよりも、市民の生活 がよくなるよう黒字を活用し、災害対策や安全対策、 バリアフリー化、運賃値下げ等のサービス充実を進め るべき。
 - ・公営企業のままで黒字を一般会計に回せば、市民の福 祉の向上につながる。公営企業を売って、カジノやリ ニアを作りたいのだろうが、市民には迷惑な話。
 - ・民営化すれば、自社利益確保のために不採算路線の削 減や料金値上げにつながり、市民の移動する自由が制 約される。防災対策や安全対策も後回しになる。
 - ・民営化よりも、路線網の充実を進めるべき。路線の建 設は、利益・株主優先の会社には困難。
 - ・民営化により地下鉄会社から固定資産税が入っても、 国からの交付金が減らされ、サービスはよくならない のではないか。
 - ・民営化後、市100%出資の状態を永遠に約束できるのか 疑問。
 - ・政党助成金やムダをやめれば、民営化しなくて済むの ではないか。
- ●地下鉄とバスを一体運営し、地下鉄の黒字でバスの赤字 を埋め、市民の足を守るべき。高齢者・障がいを持つ人・ 子ども連れの人など、バスを必要としている人がたくさ んいる。
- ●民営化のメリットとデメリットを、もっと掘り下げて示 してほしい。
- ●民営化後に構造体の破損に伴う改修は誰が行うのかにつ いても示すべき。
- ●増え続ける黒字よりも民営地下鉄会社から大阪市に払い 込まれる額の方が多いのなら、数値で具体的に示すべき。
- ●非営利の民間団体化や収益を大阪市に還元することなど での運営など、市民のための交通事業体として、これま でにない新たな発想の事業体とすることこそ、未来への 投資になる。
- ●敬老パスがどう維持されるか不明であり、これが廃止さ れれば高齢者の生活破壊につながりかねない。

今後の少子高齢化等の事業環境の悪化を想定すると、 ね鉄道整備が進み、事業の管理・運営が中心となっている 地下鉄事業の現状から、自立した企業体として自らの経営 責任で、持続的にさらなる効率性や生産性を追求し、成長力を高めていくことが重要であると考えております。しか しながら、現状では、公営企業の制約などにより、利用者 のニーズに即応する柔軟な事業展開ができないこ え、中長期的な視点からのコスト削減や効率的な事業運営 を進めにくく、関連事業を展開していくにも制約がありま

そのため、公営企業の枠を超えて、自立した企業体とし て自らの経営責任で持続的にさらなる効率性や生産性を追 求し、事業をさらに成長・発展させるため、地下鉄事業の 民営化をめざすこととしております

この会社は、上下一体の株式会社とし、当面、大阪市100% 出資で、将来、株式上場が可能な企業体をめざし、経営力 を高めていきます

地下鉄事業の民営化は、お客さまへのスピーディーかつ 柔軟なサービス展開を実現するとともに、地域経済の成 長・発展にも貢献できるものと考えております

さらに、新会社が固定資産税などの納税や配当による大 阪市財政への貢献を果たすことで、大阪市としては、こ らの財源を市民サービス向上のために活用することができ ます

津波浸水対策や耐震対策、ホーム上の安全対策など、安 全は経営形態に関わらず最優先の課題であるとの認識のも と、民営化後においても安全最優先の姿勢が揺らぐことは なく、平成 29 年度からの 5 年間で約 1,100 億円の安全関連 投資計画を立てております。また、これまで「ひとにやさ しい地下鉄」として先進的に取り組んできたバリアフリー 施策については、これまで果たしてきた役割を「経営理念」 の根本とし継承していくこととしております

今後の地下鉄整備については、民営化後においても、大 阪市と新会社が連携しながら、新会社は事業者としての役 割を果たしていくこととしております。

また、バス事業を担う大阪シティバス(株)は、地下鉄 新会社のグループ会社として、地下鉄新会社と密接に連携 し、大阪市内全域をカバーする交通ネットワークを活用し 地下鉄とバスの乗継割引料金制度など一体的なサービス提 供を行っていくこととしております。

公営企業のまま黒字を一般会計に回すことについては、 ·般会計への納付金制度がありますが、結果として黒字が 出た場合にその中から納付するものであり、公営企業の活 動として、将来にわたりこれを確保する性格のものではな

いため、その安定性にリスクがあると考えております。 なお、平成27年9月には市会からの意見を踏まえ、 営化の基本方針を議会の議決事件とすることを定める条例 案」を上程し、同年10月に可決されているところですが、 を定款に盛り込んだ株式会社、様々な法人市民の共同体合後も民営化のメリット・デメリットや懸案事項などに対 する説明責任を果たすとともに、引き続き市会でも議論を いただきながら、民営化に向けて取り組んでまいります。

> 敬老優待乗車証(敬老パス)交付制度については、高齢 者の方々に敬意を表するとともに、地域でのボランティア 活動や友人たちとのふれあいなど、社会参加を促進し、元 気でいつまでもご活躍いただくことを目的とした高齢者の いきがい施策として実施しております。

> 本制度は多くの高齢者が利用されており、高齢者の方の いきがいづくりや社会参加の促進に大きく貢献している重 要な制度であることから、今後もこの制度を維持継続され るよう努めてまいります。

16 バス

- ●方針に反対。
 - ・バスは市民の足であり、市民が築いてきた財産である。 公が安定・安全に運行し、便数増加や災害対策を進め るべき。
 - ・公共交通の民営化は、黒字か赤字かではなく、住民の 生活に役立っているかどうかで判断すべき。
 - ・民営化後に交通が不便な地域の運行が削減されると、 住民の市外流出につながる。
 - ・市会で反対されており、市民は反対している。市民の 意見を尊重し、民営化は中止すべき。
 - ・民営化すると、要望が出せなくなる。
 - ・民営化ではなく、もっと効率的な運用のしかたで進め てほしい。
 - ・一括譲渡よりも、最適な民間企業との競合や選択をす べき。
 - 一括譲渡という安易な進め方ではなく、もう一度戦略 立て直しのため、外部有識者や地域の市民法人、さま ざまな市民を組み込んだプレゼンテーションスタイル での戦略アイデアの募集から始めるべき。
 - ・政党助成金やムダをやめれば、民営化しなくて済むの ではないか。
- ●地下鉄とバスを一体運営し、地下鉄の黒字でバスの赤字とらなる運行サービスの向上をめざします。 を埋め、市民の足を守るべき。高齢者・障がいを持つ人・ 子ども連れの人など、バスを必要としている人がたくさ んいる。
- ●民営化のメリットとデメリットを、もっと掘り下げて示 してほしい。
- ●赤バスの廃止や路線バスの減便・廃止で、市民の生活が 人などバスを必要としている人は多い。市民の権利を壊 すことはやめ、市民の声を聴きながら路線を充実すべき。
- ●交通局はバス路線の充実を求める市民に対して「市内部」 は、バスと鉄道を合わせ、全体として必要なバスサービ スは確保できていると考えている」と答えており、市民 の、とりわけ高齢者の悲鳴にも似た声を無視している。
- ●バスは高齢者や障がいを持つ人、子ども連れの人等にと って必要なものであり、生活の利便性向上のため、公共 施設や病院等への路線などを充実させてほしい。高齢者 に優しくし、バス停に椅子を設置してほしい。
- ●市民利用施設のサービス向上をうたう一方で施設への交 通手段のサービスを低下させるのは、矛盾している。
- ●公共交通は利益でなく市民の利便性を求めるべきであ り、市民の命と健康を守るためにも、バス乗務員の労働 条件・労働環境の向上が必要
- ●交通局では基本給と残業を区別して、総額の実態を記述 して、その改善策を明記する必要がある。夜間の運転も 含めた運行計画に基づいた給与体系に改善し、市バスの 継続を図る必要について記述する考えに修正してほし

バス事業は、これまで様々な経営改善に取り組んできま したが、多額の累積欠損金等を抱え、公営企業のままでは これらを解消できる見込みがたたず、事業体として存続で きない状態です。また、将来的にも人口減少等により乗車 人員の増加も見込めない今後の経営環境を踏まえると、現 状のままではバスサービスを継続して提供することに限界 があります。

そのため、将来にわたり、市民・利用者に必要不可欠な バスサービスを持続的・安定的に提供することを目的とし て民営化を提起しており、その手法については市会での議 論を踏まえ、経営効率に優れた大阪シティバス(株)に-括して運営を委ねることで路線・サービスの維持向上を図 ることとしております

譲渡後は、官民の適切な役割分担の再構築により、市民・ 利用者に必要不可欠なバスサービスを持続的・安定的に提 供することとしており、民間並みのコストでも維持が困難 であるが市民・お客さまに必要な地域サービス系路線につ いては大阪市の補助制度により維持するものとしており 「路線、運行回数、運賃などは原則として少なくとも10年 間は引継ぎ時の水準を維持する」こととしております。

大阪シティバス(株)の経営方針においても、「路線の維 持とサービス向上」を掲げ、ひとにやさしい交通機関をめ ざすとともに、お客さまの需要をきめ細やかに把握し、 齢者や外国人観光客の対応のための昼間時間帯の増便など

また、運転手の「サービス介助士」資格の取得推進や、 画像や多言語による車内案内の充実、快適なバス待ち環境 など、「安全はすべてに優先する」との企業理念のもと、お 客さまに気軽に安心してご利用いただき、満足いただける サービス提供に努めることとしております

さらに、大阪シティバス(株)を地下鉄新会社のグルー プ会社として、密接に連携し、地下鉄新会社とともに、 不便になった。高齢者・障がいを持つ人、子ども連れの阪市内全域をカバーする交通ネットワークを活用し、バス と地下鉄の乗継割引料金制度など、一体的なサービス提供 を行っていくこととしております。

民営化後における市民の意見の反映については、大阪市 の交通政策部門と大阪シティバス(株)が「バス運行にか かる協議体」を設置し、双方に寄せられたご意見やニーズ を互いに共有しながら、協議・調整を進め、必要な路線の 維持とより良いサービス提供をめざし、継続して取り組み ます

以上のような考え方に基づき、バス事業の「引継ぎに関 する基本方針案」が、平成28年3月に市会で可決されたと ころです。

今後も民営化のメリット・デメリットや懸案事項などに 対する説明責任を果たすとともに、引き続き市会でも議論 をいただきながら、民営化に向けて取り組んでまいります。

●敬老パスがどう維持されるか不明であり、これが廃止さ れれば高齢者の生活破壊につながりかねない。

敬老優待乗車証(敬老パス)交付制度については、高齢 者の方々に敬意を表するとともに、地域でのボランティア 活動や友人たちとのふれあいなど、社会参加を促進し、元 気でいつまでもご活躍いただくことを目的とした高齢者の いきがい施策として実施しております。

本制度は多くの高齢者が利用されており、高齢者の方の いきがいづくりや社会参加の促進に大きく貢献している重 要な制度であることから、今後もこの制度を維持継続され るよう努めてまいります。

ご意見の要旨 大阪市の考え方

17 水道

●方針に反対。

- ・収入が減っている人が増えている中、ライフラインである水道で儲けようとすべきではない。
- ・水が飲めなくて生きていけないような子どもを出さないためにも、行政が責任を持ってやり続けてほしい。
- 「公共・安心・安全」と「効率性と発展性」を追求することが、民営化、運営会社の設立に結びつかない。
- ・水道事業は競争原理が働きにくく、自由競争がなく、 必ずしもコストダウンや水道料金値下げにつながらない。今のままでも水道料金を下げることは可能ではな いか。
- ・上下分離方式としても、運営会社は固定資産税を払わず儲けを増やすだけで、市民に利益はない。リスクは 行政、利益は企業が持つことになり、市民のメリット とならない。
- ・100%出資して会社を設立するなら、その資金をうまく 使い、公営のまま存続させるべき。
- ・大阪市の水道料金はすでに日本の大都市の中でも低く、 全国自治体も値上げを避けられない中、新たな市民負担の回避をめざすことは非現実的。
- ・政党助成金やムダをやめれば、民営化しなくて済むのではないか。

大阪市の水道事業は、節水意識の高まりや節水型機器の 普及などにより、この 20 年あまり、使用水量はほぼ一貫し て減少を続けており、それに伴い料金収入も大きく落ち込 んでいます。

このような状況の中、水道局では、経費の削減に努め、これまで一定の黒字を確保してきましたが、今後とも、本格的な人口減少社会の到来などにより、使用水量は、さらに減少が続くものと見込まざるを得ず、今後の経営環境は極めて厳しい状況になると考えております。

一方、高度経済成長期に整備した管路の多くが、今後、 更新時期を迎えること、さらに、南海トラフ地震の被害想 定が見直されるなど、水道施設や水道管などの耐震化をこ れまで以上に進めていく必要があり、それには多額の事業 費を確保しなければなりません。

しかしながら、大阪市では、厳しい経営環境の中にあっても、できるだけ市民の皆さまに新たな負担(料金の値上げ)をお願いすることなく、将来にわたり、事業の安定性・持続性の確保に努めることが事業者としての責務と考え、水道事業の公共性、安心・安全を担保することは前提としつつ、公営による経営以上に、事業運営全般にわたって効率性・生産性を高めていくことが可能となる最善の経営手法について、検討を進めてきました。

現在のプランとしてお示ししている「公共施設等運営権制度」は、水道施設は引き続き大阪市が所有したまま、水道事業の運営は、運営権を付与された運営会社が、民間の経営手法を最大限取り入れることが可能となるものであり、公と民の適切な役割分担のもと、事業の公共性は確保しつつ、より一層、運営の効率性を高めることができるため、公営企業を含む様々な経営形態の中で、最善の手法と考えております。

なお、公共施設等運営権制度の検討にあたっては、次の 内容を制度設計の中に反映させることで、経営形態見直し 後も水道事業の高い公共性を担保できるよう、引き続き慎 重に検討を重ねてまいります。

- ・水は市民の命に関わるものであり、ライフラインの中でも特に重要。水道事業は民営化せずに公の責任で実施し、安心・安全を保障すべき。儲け優先の会社経営として事業化することには反対。
- ・大阪市の水道は、職員の長年の研修や努力で、とても よい水を作ってきた。営利主義になる民営化では心配。

経営形態を見直すこととなった場合には、大阪市が全額 出資により新たに設立する株式会社(運営会社)が水道事 業を実施すること、また、原則として水道局で勤務する職 員がそのまま運営会社に転籍するため、運営会社は、組織・ 職員が長年にわたり培ってきた水道事業のノウハウや技術 力を引き継ぎ、これまで水道局で培ってきた「水道マイン ド」を継承しつつ、今までどおり水道事業の公共性、安心・ 安全を担保することを大前提とした事業運営を行ってまい ります。

- ・民間会社は公共性や安心・安全より営利や株主意向を 優先するため、市民サービスの低下につながる。
- ・現場を知る職員を民間に移管すると、現場をチェックする機能が失われる。

大阪市と運営会社の間では、これまで水道局が提供してきた安心・安全のサービスレベルを維持するため、水質管理、お客さまサービスなどといった点について、大阪市は運営会社に対し要求水準として定め、この要求水準を遵守しているか否かを判断するため、運営会社によるセルフモニタリング及び大阪市によるモニタリングを実施します。大阪市のモニタリングにおいては、運営会社が要求水準を達成しなかった場合、大阪市は、業務改善等の指示を行います。また、モニタリングの評価に際しては、専門的・客観的立場からの意見を求めるため、外部有識者機関を市長の附属機関として設置します。

大阪市に設置するモニタリング部署には、モニタリングにかかるノウハウや技術を長期にわたって継承していくため、業務内容に応じて各分野の専門知識を有する職員を配置することとしており、現場での従事経験がない職員もモニタリングに必要な実務を習得できるよう、他の水道事業体等への派遣研修の実施や、経営モニタリングで必要となる財務・会計等に関する外部検定試験の受験等の活用など、職員の能力開発、人材育成にも取り組みます。

<別紙 18/26>

ご意見の要旨	大阪市の考え方
・民営化でガバナンスが維持されることの説明がない。	水道料金は、大阪市の条例で、現在の料金をそのまま上限として定めることとし、急激な物価変動による給水原価の大幅な上昇など、やむを得ず、運営会社が条例で定める上限を超えて値上げをしようとする場合には、大阪市と協議のうえ、外部有識者による専門的かつ客観的な審査を経て、その必要性を判断し、最終的には、市会の議決を得るなど、大阪市及び市会のガバナンスが働く仕組みといたします。
・民営化したら、企業が災害時のライフライン復興に責任をもってくれるのか不安。	災害によって水道施設に損害が生じた場合には、大阪市は施設の所有者として、復旧に向けた主体的な役割を担い、運営会社は水道事業者として、大阪市が策定する計画に基づき、応急給水や応急復旧などの応急対策活動を行います。こうしたリスク分担のもと、お互いが連携・協力して、事業継続の確保に向けて、水道施設の復旧のため最大限努めることといたします。
・「事業の発展性」は水ビジネスを指すと思われるが、 海外には成功が難しい地域しか残っておらず、リスク が高い。	国内外の事業展開は、市域事業とのリスク分離を図るため、子会社又は関連会社が担うことになりますが、大阪市の持つ技術力や民間のノウハウを導入し、新たな事業展開を積極的に推進するとともに、事業運営の広域化をめざします。
 ・水は公共財であり、住民からの意見をどのように施策に結びつけるかが重要。民営化し、しかも株式を民間に売ることを前提にしている会社が、そのような仕組みを取り入れることはできないのではないか。 ・市100%出資としているが、ファンドへの売却等が懸念される。将来的な売却は否定されておらず、たとえ過半数の株式を大阪市が保有したとしても、民間の大株主の利益と利用者である大阪市民の利益が相反する事態が起こったとき、市民の利益を優先する手立てが何ら担保されていない。 	民間企業からの出資の受入れについては、事業開始以降、公共性の確保を前提に、事業の効率化の進捗、耐震化の促進、市民の意見、社会情勢をみて大阪市が株式の一部売却を検討することとしておりますが、株式の売却にあたって、予定価格が1億円を超える場合は、市会の議決が必要となります。また、運営会社自身の議決権付株式の新規発行や第三者へ譲渡する場合については、大阪市の事前承諾を必要とする仕組みを構築することといたします。
・水道事業の民営化は、海外や国内でも成功事例が乏しい。海外では再公営化も行われている。	公共施設等運営権制度を活用した経営形態の見直しは、 水道事業にとって国内で初の事例となるため、海外事例に ついても、客観的に検証等を行うことが重要であると考え、 この間、失敗といわれている事例については、その経過、 要因等を調査するとともに、参考とすべき事例については 制度設計の中に反映させてまいりました。
●水道局の人員を 1,600 人から 1,000 人にするとあるが、コストを下げるために人件費の安い労働者を雇い入れるリスクを負ってまでも正社員を派遣社員に変える理由は、コスト削減だけなのか。利用者への安心・安全がそれでも守られるという根拠を示してほしい。	効率性を追求していく必要があると認識しております。

大阪市の考え方

18 下水道

●方針に反対。

- ・環境に配慮した下水道処理、公衆衛生の観点から、民間委託ではなく公共サービスとして直営で実施すべき。
- ・上下水道はともに市民のライフラインであり、民営化 や新組織への業務委託で切り分けず、公が一体に担う べき。
- ・民営化されると営利目的の経済活動となり、市民への 安心・安全の公共サービスが悪くなる。
- ・政党助成金やムダをやめれば、民営化しなくて済むの ではないか。

大阪市下水道事業は、浸水対策等の施設整備に相当な期間と費用を要する一方、使用料収入は長期的に減少傾向が続いており、また、老朽施設の改築更新事業の増加が予想されることから、今後ますます厳しい経営環境となることが見込まれています。

よって大阪市では、将来にわたり安定的に事業を継続し、 質の高い市民サービスを提供していくため、業務改善と効率化の観点から「上下分離方式」による経営形態の見直し を進めております。

下水道管理者である大阪市は、施設を保有し、モニタリングによる業務品質の確認、法令等により大阪市が行うべき事務等を担うこととし、運転維持管理等の業務について平成25年度より(一財)都市技術センターを暫定活用して包括委託を実施しております。これまでの検証では、平時はもとより、大雨等の災害時においても的確に運転維持管理ができていることを確認しております。

平成 29 年度からは、大阪市が 100%出資し設立したクリアウォーターOSAKA (株) が運転維持管理等の業務を担い、民間の経営ノウハウを導入してさらなる効率化を図ることとしております。

大阪市では、経営形態の見直しを実施することにより、 下水道管理者としての責務を果たしつつ、将来にわたって 持続的に、安全・安心かつ快適な市民サービスを提供して まいります。

19 幼稚園

- _ ●方針に反対。
 - サービスの質を確保するうえで、公立の果たす役割は 大きい。保育や教育、医療等は公立で一定の水準を保 っているから、民間の特色が生きる。人命に関わる部 分を安易に民営化すべきでない。
 - ・利潤追求しなくてよい公立だからこそ、子どもたちが 健やかに育つ。公立を維持し、子どもの成長に大阪市 が責任を持つとともに、子育て環境を守るべき。人間 の土台をつくる幼児期は重要であり、公立で幼児教育 の保育基準を守る役割を果たすべき。
 - ・公立でしっかり基準を作り、それが民間にも波及する ようにすべき。
 - ・全体の水準を引き上げ、公的な施設をつくってほしい。
 - ・大阪市が福祉・保育施設等を直接運営することは、市 民の需要を把握するうえでも重要
 - 否決されており、蒸し返すべきではない。
 - ・公立幼稚園は障がいのある子どもの受け入れ等も行っ ており、なくすべきではない。
 - ・地域に根ざしており、長い歴史を持つ市立幼稚園を、 効率性だけを追求して民営化すべきではない。
 - 民間で」という安易な方針を改め、市立幼稚園の役割実を図ってまいります。 を認識して存続すべき。
 - ・就学前にお金をかけるのは世界の流れであり、運営経 費が高いことを理由に民営化すべきではない。
 - ・ベテラン先生が多い市立は存続すべき。職員の経験が 積み重なり継続できる、市立での保育を望む。
 - ・先生の賃金を向上させ、安全・安心な保育水準を確保 すべき。また、民間にも同一労働・同一賃金となるよ う、指導・援助していくべき。
 - ・市立幼稚園のない区に合わせて市立を廃止し民営化す ることは、教育の質の低下が懸念される。そもそも認 定こども園は、通う幼児・保護者間のギャップを広げ ているのではないか。
 - ・幼稚園児の8割が私立に通っていると言うが、公立幼 稚園を必要とする2割を切り捨てるかのように安易に 民営化すべきではない。公立幼稚園が少ないため、仕 方なく私立に入れているのであり、私立を当たり前に しないでほしい。
 - ・市内に2区幼稚園がないと記載しているが、本来やる べき事業を怠っていることへの反省もなく、民間に委 ねるべきではない。
- ●人材育成に特化し、事務方はアウトソーシングすべき - 定期間が過ぎたら私立に進むようにすれば、短い期間 でよい人材を育成できるのではないか。
- ●幼稚園は地域の大切な宝であり、再編や運営主体の変更 などは、地元住民の声をよく聴いて行うべき。
- ●過去に民営化した園を評価のうえ、ほかの園の話をすべ き。

大阪市内の幼稚園等に通う園児の約8割が私立に通園し ており、市立幼稚園が存在しない行政区が2区あるという 現状から、民間において成立している事業は民間に任せる ことを基本とする市政改革の基本的な考え方に基づき、幼 稚園の民営化を進めることとしております。市立幼稚園と しての役割を検証したうえで、個々の園の状況や地域コ ズ等を勘案し、今後の進め方については、これまでの議論 を踏まえ、検討してまいります。

これまでの民営化の議論の中で、要支援児の私立幼稚園 での受入れについては、民営化の課題の一つであることか ら、平成26年度に「特別に支援の必要な幼児の私立幼稚園 等における受入れ促進のための補助制度等」、「要支援児受 入促進指定園制度」を創設し、受入促進の取組を進めてお ります。

また、民間移管により施設運営が市立から民間法人主体 となることへの不安については、事前に大阪市と締結する 民の需要を把握するうえでも重要。 「協定」により、運営主体が民間法人となったのちも、運・民営化に反対する市民の声に基づき民営化条例が三度 営内容に対して公的な関与を続けることができる「公私連 携幼保連携型認定こども園」という施設形態を民間移管の 選択肢として検討することとしております。

さらに、幼児教育全般に必要なスキルを身につけるため の職員研修などの体制整備への検討を進めるなどにより 民営化により運営が民間法人となった際にも、市立で提供 していたサービス水準が維持できるような対応策をとりな ・幼稚園は地域と市民の共有財産。「民間でできることは|がら、民間活力を有効活用し、大阪市全体の幼児教育の充

> なお、これまでの民営化においては、市会での議論を踏 まえ、市立幼稚園、私立幼稚園の保護者や関係者、有識者 による「大阪市幼稚園関係者協議会」において意見交換を 行い、各区における幼稚園に関する実情や課題の把握等、 区長が個別園について判断するための具体的な議論を実施

> しました。 また、計画(案)の公表後には、保護者等の説明会を開 催し、条例が可決された園については、法人の公募前、移 管法人の決定時などにもご意見をお伺いしてきたところで

> 今後も同様に、保護者の方や地域住民の声を聴く機会を 十分に確保し、丁寧な説明を行ってまいります。

> これまでに民営化(民間移管)した幼稚園は、平成 28 年 4月に民間移管した1園のみですが、一定の期間を経過し た時点において、保護者を対象にアンケートを実施するな ど、民間移管の検証を行い、今後の民営化にあたっての参 考とすることを予定しております。

大阪市の考え方

20 保育所

- _ ●方針に反対。
 - サービスの質を確保するうえで、公立の果たす役割は 大きい。保育や教育、医療等は公立で一定の水準を保 分を安易に民営化すべきでない。
 - ・公立を維持し、子どもの成長に大阪市が責任を持つと ともに、子育て環境を守るべき。福祉・保育は公の責 任で担うべきであり、民間移管はいずれ利益追求につ ながっていくのではないか。
 - ・公立でしっかり基準を作り、それが民間にも波及する ようにすべき。
 - 全体の水準を引き上げ、公的な施設をつくってほしい。 るため、もっと増やすべき。
 - ・大阪市が福祉・保育施設等を直接運営することは、市 民の需要を把握するうえでも重要。民営化により、行 政の地域住民への関心が薄れるのではないか。
 - 積み重なり継続できる、市立での保育を望む。
 - ・民間の保育士に負担と我慢を強いる経営形態の変更は、 改革とは言わない。
 - ・民営化等で職員や環境が変わって不安になるのは子ど もや保護者であり、本当に市民のことを考えた施策と は思えない。
 - ・民間保育所での乳児死亡事故が後を絶たない。無認可 保育所など小さな規模の保育所ほど事故率が高いとい う事実を踏まえ、公立保育所を増やすことこそが求め られている。
 - ・公立保育所を増やすことが、最大の子育てサポートと なる。民間移管の条件をさらに細かくしなければ、危 険性が高くなる。
 - ・公立を増やし、無許可や中途半端な認証保育園に預け て働く人が増えないようにすべき。
 - ・民営化せず、公的責任で待機児童解消を進めるべき。 運営経費が高いことを理由に民営化することは、時代 の流れに逆行している。
 - ・貧困家庭の多い大阪市において、セーフティネットと しての公立保育所の役割は重要。
- ●人材育成に特化し、事務方はアウトソーシングすべき 一定期間が過ぎたら私立に進むようにすれば、短い期間 でよい人材を育成できるのではないか。
- ●保育所は地域の大切な宝であり、再編や運営主体の変更 などは、地元住民の声をよく聴いて行うべき。

近年、共働き世帯の増加や就労形態の多様化等、こども や子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、保育 に対するニーズは増大・多様化しています。こうした中、 っているから、民間の特色が生きる。人命に関わる部子育ての支援を行う社会づくりが急がれており、子育て支 援施策の充実・強化を図るためには、限られた人的・物的 資源の有効活用が必要になっています。

> 公立保育所は、民間保育所に比べて運営経費が高いとい う課題があることから、民営化により民間保育所の運営ノ ウハウを活用することで、保育所の独自性や創意工夫が図 られるとともに、児童や保護者の多様化するニーズに迅速 かつ柔軟に対応できるため、引き続き民間移管を推進して まいります

また、民間において成立している事業については民間に 公立の保育施設を減らすと民間の水準低下にもつなが任せることを基本的な考え方としつつ、公立保育所が担う べきセーフティネット機能、行政機関としての役割を果た すために必要な箇所数等については、引き続き検討してま いります

大阪市として、民営化にあたっては、環境の変化により 不安を与えないよう引き継ぎ期間を設定するなど円滑に引 ・ベテラン先生が多い市立は存続すべき。職員の経験が|き継ぎができる体制をとり、運営後についてもサービスの 水準を低下させないよう研修や指導等により質の確保に努 めてまいります。

なお、保育所の再編や運営主体の変更を行う際には、対 象となる保育所に通園する児童の保護者をはじめとして、 地元住民への説明会を適宜実施しております。

大阪市の考え方

21 福祉施設

●方針に反対。

- ・サービスの質を確保するうえで、公立の果たす役割は 大きい。保育や教育、医療等は公立で一定の水準を保 っているから、民間の特色が生きる。人命に関わる部 分を安易に民営化すべきでない。
- ・福祉・保育は公の責任で担うべきであり、民間移管は いずれ利益追求につながっていくのではないか。
- ・全体の水準を引き上げ、公的な施設をつくってほしい。
- ・大阪市が福祉・保育施設等を直接運営することは、市 民の需要を把握するうえでも重要。民営化により、行 政の地域住民への関心が薄れるのではないか。
- ・「福祉施設は、利用者に精神的負担を与えないようにするためには、サービスが継続して行われることが望ましい」としているが、指定管理者制度の問題点を理由に民間移管の方向を強めようとするのは、本末転倒。利用者の精神的安定とサービスの継続に、大阪市が責任を持つことが必要であり、サービスが継続して行われることが望ましいのならば、民間ではなく公設公営で行うべき。
- ●福祉施設は地域の大切な宝であり、再編や運営主体の変 更などは、地元住民の声をよく聴いて行うべき。

大阪市では、民間で成立している事業については民間に任せることを基本とする方針に基づき、指定管理者制度を導入し、かつ、支援を受ける方が特定される福祉施設については民間移管を進めることとしております。

これらの施設については法定給付費等により運営されていることから、コスト面に差がつきにくいことが特徴となっており、指定管理者制度導入に対する積極的理由が乏しくなっております。また、指定管理者制度では運営者が変更になる可能性がありますが、民間移管することにより同一法人が継続的に運営できることから、担当者や支援方法の変更により施設利用者が不安を抱くことなく、より安心してサービスが利用できるものと考えられます。

民間移管にあたっては運営状況や財務状況の安定性を確認するとともに、法人との協議の場や第三者委員会による審査を行うことにより、移管に相応しい法人であることを今後とも確認してまいります。

さらに、民間移管後も大阪市として社会福祉法人の監督 官庁としての立場などを踏まえて積極的に施設運営の状況 を確認していくことにより、安心してサービスが利用でき るよう、大阪市としての責務を今後とも果たしてまいりま す。

22 博物館

●方針に反対。

- ・博物館などは、その都市の文化水準や都市格を表すも の。文化教養施設としての博物館を、採算や儲けを優 先して運営すべきではない。市民や観光客が歴史・文 化に触れやすくなるよう、入場料無料化も検討すべき。
- ・都市格を上げるには、文化に対する予算が必要。

博物館や美術館については、めざす姿と目標達成のための取組を「大阪市ミュージアムビジョン」として定め、ビジョン実現に相応しい経営形態への移行をめざすこととしており、大阪の文化の発展と都市魅力の向上に貢献する施設となるよう、大阪の博物館・美術館に適した入館料や予算の検討に努めながら、取組を進めてまいります。

23 一般廃棄物(収集輸送)

●方針に反対。

- ・災害時の対応や高齢化への対応等を考慮すると、民営 化すべきではない。
- ・民間委託の拡大には懸念がある。震災の際、街の衛生 管理のためにはごみの収集が欠かせない。公務員とし ての使命や役割は住民の命と暮らしを守ることであ り、民間事業者に果たせるとは考えられない。
- ・効率化・低コスト化はよいが、質の低下や将来的な有料化につながるのであれば、民間委託や職員削減はすべきでない。
- ・ごみ収集事業を民営化して、利益が出るのか疑問。

ごみ収集輸送事業については、廃棄物処理事業のより一層の効率化を図るため、順次民間委託を実施しております。本事業は市民生活になくてはならない重要な都市基盤サービスの一つであるとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により市町村に統括的な処理責任が課せられていることから、本事業が効率化・低コスト化を図るため民間委託化された場合においても、市民サービスの低下をき

たさないよう、行政の責任を果たしてまいります。 また、災害時の対応等を含め、市民の安心を確保してい くため必要な機能・体制を維持しながら、行政としての責 任を果たしていきます。

なお、家庭ごみ収集の有料化については、平成28年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画において、各種ごみ減量施策を講じたうえで、今後のごみ減量の進捗状況を見極めながら検討することとしております。

大阪市の考え方

24 弘済院

●方針に反対。

- ・大阪市立大学医学部付属病院と同じことをしては無駄。 人材育成に特化し、事務長以外の事務方はすべてアウ トソーシングすべき。
- ・少子高齢化に伴うサービス向上をうたいながら民間移 譲を進めるのは、公の責任を放棄している。

弘済院附属病院は、大阪市が指定する認知症疾患医療セ ンターとしての役割を担っており、認知症の困難症例への 対応や臨床研究、市民の方への情報発信のほか、隣接する 特別養護老人ホームとともに人材育成を含めた医療・介護 の連携に取り組んでおります。

今後のあり方については、弘済院全体の整備構想の中で 策定してまいりますが、事業継承(民間移譲)については、 これまで培ってきた医療と介護の連携維持を前提に進め、 弘済院が時代の要請に応じて認知症医療・介護の拠点施設 としてその機能を一層発揮できるよう、着実に取り組んで まいります。

25 市場

●方針に反対。

- ・市場は流通において重要な役割を果たしている。「安 任放棄につながりかねない指定管理者制度の導入は矛

 引き続き残ります。 盾している。大阪市の責任をしっかり果たすべき。
- ・卸売業者の意見(水道料金減免の復活など)が十分に 反映される仕組みづくりが求められている。

指定管理者制度を導入した場合においても、施設管理に 全・安心な生鮮食料品を安定的に供給するという公的|関する業務は指定管理者に移管しますが、市場の取引指導 インフラとしての役割」があると明記しつつ、公の責|監督等、行政として担うべき業務は開設者である大阪市に

> 従来より、卸売業者など市場内事業者からは日常的な意 見聴取等を行っており、今後も事業者からの意見聴取に努 めてまいります。

26 PFIの活用

●方針に反対。

- ・PFIは商業的すぎるうえ、責任の所在がはっきりし ないため、限定的に行うべき。
- ・ライフラインに関わるものは市場原理が機能しないた め、PFIの活用はやめるべき。
- ・民間企業は利益優先であり、企業との癒着や損失分を 公金で補てんさせられる可能性がある。安易な民間委 託の発想から離脱すべき。
- ・オスカードリーム等の失敗を反省し、このような手法 はやめるべき。

PFI は公共施設等の整備・運営等にあたって、民間の 資金と創意工夫を活用することにより、効率的で質の高い 公共サービスの提供を目的としており、サービス水準の維 持と財政健全化の両立を図るうえで有効な手法の一つと考 えております。

PFIの導入にあたっては、「大阪市PFIガイドライ ン」にも記載しておりますとおり、PFI導入目的の確認、 PFI事業範囲の整理、大阪市と民間事業者とのリスク分 担の検討、民間事業者への市場調査、財政負担の試算を踏 まえたうえで、PFIの適性があり、かつPFIによる事業実施が最も有効と判断した場合に、導入するものとして おります。

なお、全国的な流れとしても、平成28年6月に閣議決定 された「経済財政運営と改革の基本方針 2016」及び「日本 再興戦略 2016」において、PPP/PFIについて、より 層の推進を図る方向性が示されています。

27 指定管理者制度の活用

●大阪城公園など、指定管理者制度が必ずしもうまくいっ によっては契約の解除も検討すべき。

大阪市の指定管理者制度導入施設においては、施設を所 ているわけではない。まずは徹底した検証を行い、場合をする所属と指定管理者が、適正な管理運営のための点検 及び評価を通じたマネジメントサイクル(PDCA)の管 理を行うこととしており、両者間で連携しつつ、管理運営 上の課題等の解消を図っていくこととしております

指定管理者制度導入公園においても、こうした仕組みに 沿い、適切な管理運営に向け、日頃から課題等の解消に取 り組んでおります。

●市民利用者による声も、幅広く客観的に収集・活用すべ き。市営住宅の管理団体については、最適な問題解決能 力を伴う民間企業への見直しや、競合・比較・選択を行 うべき。

大阪市の指定管理者制度導入施設においては、施設を所 管する所属と指定管理者が、適正な管理運営のための点検 及び評価を通じたマネジメントサイクル (PDCA) の管 理を行うこととしており、その一環として、毎年度利用者 からのアンケート調査や満足度調査等を実施することとし ております。

なお、市営住宅管理については、競争性を確保するため 指定管理者制度の導入について検討しております。

ご意見の要旨	大阪市の考え方
28 改革を推進する職員づくり	
●法律の基礎知識を持った行政のプロの育成に努めるべき。	これまでも、法律の基礎知識のカリキュラムを取り入れた研修を実施しております。引き続き、行政のプロとしての意識を持ち業務に取り組む職員の育成に努めてまいります。
●「常に行政のプロとしての意識を持ち業務に取り組んでいる職員の割合」をどうやって測定するのか疑問。	毎年、職員に対し「常に行政のプロとしての意識を持ちながら業務に取り組んでいる」かどうかの意識調査を行っております。
29 施策・事業のPDCAサイクルの徹底	
●PDCAの外部チェックを強化すべき。	大阪市では、市の方針や市政改革の取組等を踏まえた施策の選択と集中の取組方向を一体的に示す「区・局運営方針」を策定しております。この運営方針の戦略と具体的取組について、それぞれの目標の達成状況を点検し、めざす成果に対する戦略の有効性などを評価することで、より実効性のあるPDCAサイクルを構築することをねらいとして、運営方針評価を実施しております。区運営方針評価については、区民等から構成される区政会議の委員から、それぞれ外部の視点からの意見又は助言をいただいております。これらの評価を通じて、必要な施策の改善・見直しを行い、次年度の区・局運営方針や予算編成等に反映されてよります。
●今回のプランの「P(計画)」の前段階に市民参加のプランニングを挿入すべき。また、「C(評価)」段階に市民参加の評価プロセスを挿入すべき。	大阪市では、市政運営の透明性の確保を図るため、施策プロセスの見える化に取り組んでおります。「市政改革プラン 2.0」の策定については、平成 28 年 2 月に「平成 28 年度以降の市政改革計画について(基本的考え方)〔案〕」を公表し、6月に「市政改革プラン 2.0 (素案)」を公表したところです。特に、「市政改革プラン 2.0 (素案)」については、6月15日に戦略会議を開催し、報道関係者にも公開して議論するとともに、市ホームページで会議資料や会議録については、6月25日に戦略会議を開催し、報道関係者にも公開して議論するとともに、市ホームページで会議資料や会議録についてまた、6月23日から7月22日までパブリック・コメント手続を行い、広く市民の皆様からご意見をいただきました。このように、計画策定(P)に際して、透明性の確保と市民の皆様のご意見の聴取に努めてきたところでが、いた。このように、計画策定(P)に際して、透明性の確保と市民の皆様のご意見の聴取に努めてきたところですが、でも、市民の皆様からのご意見を受け付けております。「市政改革プラン 2.0」については、その進捗状況を定期的に点検・評価(C)して公表してまいりますが、引き続き、市政改革意見箱等を通じて市民の皆様からのご意見を聴いてまいります。

ご意見の要旨 大阪市の考え方

30 内部統制体制の確立

●各所属への周知、情報提供、PDCAサイクルの検証 助言、指導という消極的な取組では、目的を果たすこと はできない。具体的取組の一項目として扱われるのでは なく、内部統制システムによってプランそのものを実現 していくべき。

内部統制は、業務執行上のリスクを低減するための取組 です。リスクは実際に業務を執行する各所属において発生 することから、各所属において日々リスクを意識し、その リスクへの対応も各所属において自律的に行う必要があり ます。したがって、内部統制の概念・意義、ノウハウの全 庁的な共有を通じ、各所属の自律的なリスク管理体制の構 築をめざしております。

「市政改革プラン 2.0」を進めるにあたっては、取組を漫 然と実施するのではなく、計画どおり進捗しているか、目標とした成果があがっているか、定期的に点検・評価し、 期待どおりの成果が得られていない場合には、改善を図っ てまいります。

このようなPDCAサイクルを徹底することにより、着 実に成果を実現していけるよう、改革を進めてまいります。

●より客観的な評価方法、さらに、課題への明確な具体策 や費用対効果等を「見える化」すべき。また、実地調査 適で効果的な方法が選択できるよう、さらに具体的で明 確な内容とすべき。

リスク把握・評価や具体的なリスク対応策の内容など 内部統制の取組内容については、「内部統制の整備・運用状 等がどのように行われ、その方法が本当に最適かも「見況に係る報告書」にとりまとめ、ホームページで公開して える化」すべき。課題への助言・指導について、より最おります。また、実地調査等の方法については、個々のリ スク内容に応じ、効率的、効果的な方法となるよう総務局 と関係所属で調整しております。なお、実地調査等の内容、 結果等による改善内容についても、上記報告書にとりまと め、公表しております。